

# 訴 状

2011年（平成23年）9月14日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士（主任） 中 野 和 子

同 佐 々 木 幸 孝

同 岩 田 修

同 鈴 木 喜 久 子

同 高 木 篤 夫

同 谷 合 周 三

同 中 川 素 充

同 本 間 紀 子

同 町 野 承 子

同 宮 城 朗

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 差 止 請 求 事 件

訴訟物価額 金 1,600,000 円

貼用印紙額 金 13,000 円

### 第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で留学あっせん契約（以下、「本件契約」という。）を締結するに際し、別紙記載の意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、前項の意思表示を内容とする条項が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書用紙を破棄すべきことを周知・徹底させる措置をせよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

### 第 2 請求の原因

- 1 当事者
  - (1) 原告は、平成19年（2007年）8月23日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条3項の規定に基づいて認定された適格消費者団体である。
  - (2) 被告は、留学あっせん業を目的とする株式会社であり事業者である。  
被告は、ニュージーランド、オーストラリアの語学学校と提携し、留学をあっせんしている。
- 2 差止対象となる意思表示を含む契約条項
  - (1) 差止対象となる意思表示  
被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、本件契約を締結するに際し、別紙記載の意思表示（以下、「本件取消料条項」という。）を行っている。  
本件取消料条項を簡単に説明すると、被告は留学あっせん契約の締結の当初段階で申込金を受領しているものであるが、一方で消費者が契約を解約した場合の取消料を定め、これを申込金から充当する形をとっている。具体的には、契約日から解約日までの期間を、契約日から起算して①8日目以降19日以内の解約、②20日目以降29日以内の解約、③30日目以降の解約と3段階に分けた上で、各段階毎に取消料の金額を定め、③の場合には申込金全額を取消料とするものである。
  - (2) 申込金とは  
本件取消料条項にいう申込金とは、消費者が本件契約の申込みをしてから

7日以内に支払わなければならないもので、被告から提供される各留学プログラムのサービスのうち国内におけるサービスの対価に相当する金額である。

具体的には、プログラムA（中学校・高校・短大・専門・大学・大学院留学）の申込金は21万円から31万5000円、同B（海外インターンシップ）の申込金は10万5000円から36万7500円、同C（看護師資格取得）の申込金は31万5000円、同D（長期語学又は学生ビザ対象の語学研修・専門学校留学（1年未満））の申込金は9万4500円から12万6000円、同Eの申込金は約款上明確でない。同F（ワーキングホリデー・観光ビザ対象の短期留学）の申込金は5万2500円から10万5000円となっている。

### （3）本件取消料条項の差止め

原告は、本件取消料条項につき、後記3の理由により消費者契約法第9条1号に反するので差止めを求めるものである。

## 3 本件取消料条項の違法性

### （1）消費者契約法第9条1号

消費者契約法第9条1号は、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金（以下、「違約金等」という。）を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものにつき、当該超える部分を無効と定めている。

同条項の趣旨は、消費者契約の解除に伴い、事業者が平均的損害以上の違約金等を取得して利益を得ることを禁止し、高額な違約金等の支払いを恐れて消費者が契約解除の意思表示をできなくなり不利益を受けることを防止するところにある。

### （2）本件取消料条項は消費者契約法第9条1号の平均的損害を超えていること

- ① 本件取消料条項は、消費者が解約した場合に、契約日から起算した期間に応じた取消料を定めているから、解約に伴う違約金等を定めたものといえる。
- ② 被告が提供する留学プログラムに含まれるサービスは以下のとおりである。
  - i) 留学カウンセラーとの相談による学校選択
  - ii) 留学に関する資料の配布や担当スタッフによるアドバイス
  - iii) 留学先に対する留学申込手続き等の代行
    - ア 入学手続き

- イ 滞在先手続き
- ウ 渡航手配手続き
- エ 留学費用の支払い
- オ 海外留学保険加入手続き代行
- カ ビザ取得のお手伝い

- ③ 被告の提供するサービスの中で、契約直後から行われるものは「i) 学校  
の選択の相談」及び「ii) 留学に関する資料の配付や担当スタッフによるア  
ドバイス」くらいであり、「iii) 各種手続き代行」はサービス内容の性質上、  
消費者が学校を選択し、具体的な渡航時期を定めた後でなければほとんど行  
い得ないサービスであるから、契約締結から30日以内に着手しているとは  
考えがたい。

しかも「i) 学校選択」や「ii) 留学に関する資料配布と担当スタッフに  
よるアドバイス」にしても、当該顧客のためにわざわざ情報や資料を入手す  
るといったものではなく、被告が留学あっせん事業者として日常的に収集し  
ている情報・知見を提供するものである。消費者の解約により被告が被る平  
均的損害としては、解約までに提供したサービスの対価が主なものと考えら  
れるところ、この場合に被告に生ずる平均的損害は、i) ii) のサービスに  
応じて発生した情報提供・アドバイスの対価（内容的には担当スタッフの人  
件費等程度）と考えられる。

- ④ しかるに、被告の取消料の定めは、①契約締結からわずか19日以内であ  
っても10万5000円（プログラムABCの場合）または3万1500円  
（プログラムDEFの場合）で申込金の約25%～100%に相当する金員  
を、②契約締結から29日以内でも21万円（プログラムABCの場合）ま  
たは4万2000円（プログラムDEFの場合）で申込金の約33%～10  
0%に相当する金員を取消料として徴収するものであり、③契約締結から3  
0日を経過した場合には、全てのプログラムにおいて申込金全額（100%）  
を取消料として徴収するというものである。

プログラム区分と内容	申込金	取消料（契約日から起算して）								
		8～19日目		20～29日目		30日目～				
		取消料の額	申込金に対する割合	取消料の額	申込金に対する割合	取消料の額	申込金に対する割合			
A	中学校・高校・短大・ 専門・大学・大学院留 学等のプログラム	210,000 ～315,000	105,000	210,000	33% ～50%	67% ～100%	申込金 全額	100%		
B	海外インターンシッ プのプログラム	105,000 ～367,500							29% ～100%	57% ～100%
C	看護師資格取得の プログラム	315,000							33%	66.6%
D	長期語学又は学生ビ ザ対象の語学研修・専 門学校留学(1年未満) のプログラム	94,500 ～126,000	25% ～33%	33% ～44%						
E	PADIダイビング インストラクターの プログラム	約款上 不明	不明	不明						
F	ワーキングホリデー・ 観光ビザ対象の短期 留学のプログラム	52,500 ～105,000	30% ～60%	40% ～80%						
		31,500	42,000							

なお、本件契約の書面中に記載のある「ご出発までの流れ」によれば、申込プログラムAないしDについては、留学準備期間を6ヶ月、留学手続き期間を6ヶ月との記載があり、同E及びFについては、留学準備期間を6ヶ月、留学手続き期間を3ヶ月と記載されている。この留学準備期間の定め方からしても、被告は留学先決定により入学手続きなど代行サービスを開始するまでに、平均的に6ヶ月程度を必要とすることを前提としているといえる。

かかる取消料の定めが、解除の時期に応じて被告に生ずる平均的損害を超えていることは明白である。

### (3) まとめ

このような被告が提供するサービス内容からすれば、本来被告の被る平均的損害は留学先決定の時期、留学先決定後もサービス履行状況により異なるものである。それにもかかわらず本件取消料条項は、通常の場合は被告が一部のサービスしか提供していない短期間を取り出して、単純に契約締結日からの経過日数によって申込金の一部または全部を取消料として徴収するもので、平均的損害を超えた違約金等を定めるものであり、消費者契約法第9条1号に該当する不当条項である。

#### 4 消費者契約法第41条第1項書面による請求

原告は、被告に対し、2011年6月6日、消費者契約法第41条第1項消費者契約法に定める書面をもって、消費者との間で、留学あっせん契約を締結するに際し、別紙記載の意思表示を行わないこと及び同意思表示を内容とするひな型が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを社内で周知・徹底させる措置をとることを請求し、同書面は、同年6月7日、被告に対し到達した。

しかるに被告は、消費者契約法第41条第1項に基づく差止請求に、現在まで応じない。

#### 5 結語

よって、原告は、被告に対して、消費者契約法第12条3項本文に基づき差止請求権を行使し、請求の趣旨に記載した措置をとることを求めて本訴を提起した次第である。

以 上

#### 証拠方法

- 甲1 契約書
- 甲2 41条請求書
- 甲3 回答書

#### 添付書類

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 訴状副本            | 1 通 |
| 2 甲第1号証から第3-4号証写し | 各1通 |
| 3 資格証明書（被告分）      | 1 通 |
| 4 資格証明書（原告分）      | 4 通 |
| 5 訴訟委任状           | 1 通 |

## 別紙

契約を取消した場合には、契約日から経過した日数に応じて、以下のとおり申込金から取消料を支払う。

- ①契約日から起算して8日目以降で19日目以内の取消  
A/B/C は取消料 105,000 円     D/E/F は取消料 31,500 円
- ②契約日から起算して20日目以降で29日目以内の取消  
A/B/C は取消料 210,000 円     D/E/F は取消料 42,000 円
- ③契約日から起算して30日目以降の取消  
A/B/C/D/E/F とともに申込金全額が取消料

※ なお、AないしFは、被告が提供する以下の海外留学プログラムを指し、それぞれの申込金は以下のとおりである。

- A 中学校・高校・短大・専門・大学・大学院留学等のプログラム  
申込金 21万円～31万5000円
- B 海外インターンシップのプログラム  
申込金 10万5000円～36万7500円
- C 看護師資格取得のプログラム  
申込金 31万5000円
- D 長期語学又は学生ビザ対象の語学研修・専門学校留学(1年未満)のプログラム  
申込金 9万4500円～12万6000円
- E PADIダイビングインストラクターのプログラム  
申込金額は本件約款上明確でない。
- F ワーキングホリデー・観光ビザ対象の短期留学のプログラム  
申込金 5万2500円～10万5000円